

議案第70号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年6月11日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第18条中「の各号」を削り、同条に次の1号を加える。

- (5) 法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で区内に事務所又は事業所を有するもの

第20条第1項第2号ア中「（昭和40年法律第34号）」を削る。

第23条の4第1項中「掲げるもの」の次に「（法人税法第4条の7に規定する受託法人（同法第3条の規定により法人とみなされるものを含む。）を除く。）」を加え、「若しくは各計算期間」を削り、同条第2項中「又は第82条の8第1項（同法第145条の8において準用する場合を含む。）」を削る。

第25条の11中「及び第4号による」を「から第5号までに掲げる」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、信託法（平成18年法律第108号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第23条の4の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に効力が生ずる法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下同じ。）

（遺言によってされた信託で法人課税信託に該当するものにあつては施行日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号。以下「整備法」という。）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により整備法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託に該当する法人課税信託を含む。）に係る受託法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人（同法第3条の規定により法人とみなされるものを含む。）をいう。）に対して課する法人の市民税について適用する。

3 施行日前に効力が生じた特定信託（整備法第3条第1項、第26条第1項又は第56条第2項の規定により整備法第3条第1項に規定する新法信託とされた特定信託を除く。）の計算期間分の法人の市民税については、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

地方税法の一部改正に伴い、法人課税信託の引受けを行う個人を市民税の法人税割の納税義務者とすること、法人課税信託の引受けを行うものであって信託資産等が帰属するものとされるものの市民税の法人税割の適用税率を定めること等のため、この条例を制定するものである。

